

ポイント解説速報

金融庁、改正会社法等の施行に伴う「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の改正を公表

金融庁は、2021年2月3日、「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行（1年3月以内施行及び1年6月以内施行）等に伴う金融庁関係政府令等の改正（以下、「本改正」という）を公表しました。



ポイント

- 本改正は、令和元年改正会社法（以下、「改正会社法」という）の施行に伴い、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、企業内容等の開示に関する内閣府令等、金融庁関係政府令等の改正を行うものである。
- 改正会社法に基づき、取締役等の報酬として株式を無償交付する場合の貸借対照表等における表示及び注記に関して改正がなされている。
- 改正会社法において、取締役の個人別の報酬等についての決定方針に関する規定が新設されたこと等を受けて、有価証券報告書等における役員報酬等の開示事項が拡充されている。
- 本改正は、原則として、改正会社法の施行の日（2021年3月1日）から施行・適用される。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等及び企業内容等の開示に関する内閣府令の記載事項につき、一定の経過措置が設けられている。

1. 会計・開示に関する主な改正内容

1. 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の主な改正

改正会社法では、上場会社が取締役又は執行役の報酬等として株式を発行等する場合には、金銭の払込み等を要しないこととする定めが新設されました（法202条の2）。この改正会社法に基づく取締役の報酬等として株式を無償交付する取引については、その会計処理と開示を明らかにするため、2021年1月に企業会計基準委員会により実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」等が公表されています。本改正では、この場合における貸借対照表等の表示及び注記に関する改正がなされています。

① 貸借対照表

株式引受権は、純資産の部において「株式引受権」の科目をもって掲記することとされています（財規59条、67条の2、連結財規42条、43条の2の2、中間財規32条、36条の2の4、中間連結財規44条、45条の2の2、四半期財規48条、50条の2、四半期連結財規54条、56条の2）。

【図表1】貸借対照表の記載例

	前事業年度	当事業年度
純資産の部		
（略）	XXX	XXX
評価・換算差額等	XXX	XXX
（略）	XXX	XXX
評価・換算差額等合計	XXX	XXX
株式引受権	XXX	XXX
新株予約権	XXX	XXX
純資産合計	XXX	XXX

② 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書に「株式引受権」の区分を新たに設け、当事業年度期首残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載しなければならないこととされています（財規100条1項、104条の2、連結財規71条、74条の2、中間財務59条、63条の2、中間連結財規72条、75条の2）。なお、株式引受権の「当事業年度変動額」は、一括して記載するものとされていますが、主な変動事由ごとに記載又は注記することも妨げられません。

③ 注記

ストック・オプション若しくは自社株式オプションの付与又は自社の株式の交付に関する注記（財規8条の14）の対象となる取引に、実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」が適用される取引が追加されました（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について8の14、8の16）。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令の主な改正

① 補償契約及び役員等賠償責任保険契約

改正会社法において、補償契約及び役員等賠償責任保険契約に関する規定が新設されたこと（法430条の2、430条の3）を踏まえ、本改正では、「コーポレート・ガバナンスの概要」における当該契約に関する開示が拡充されています（開示府令第二号様式記載上の注意（54）等）。

② 役員の報酬等

改正会社法において、取締役の個人別の報酬等についての決定方針に関する規定が新設されたこと（法361条7項）を受けて、「役員の報酬等」において当該決定方針に関する開示が拡充されています。また、2020年11月27日公布された令和元年会社法改正に伴う会社法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年法務省令第52号）において、事業報告における会社役員の報酬等に関する開示の拡充が図られていますが（施規121条4号等）、事業報告との平仄の観点から、非金銭報酬等に関する開示事項が追加されています（開示府令第二号様式記載上の注意（57）等）。

③ 自己資本比率・自己資本利益率

株式引受権の新設に伴い、自己資本比率・自己資本利益率の計算上、純資産額から株式引受権の額を控除することとする改正がなされています（開示府令第二号様式記載上の注意（25））。

【図表2】 有価証券報告書の記載における主要な改正事項

主要な追加・変更項目	記載上の注意	経過措置
第4 提出会社の状況		
コーポレート・ガバナンスの状況等		
コーポレート・ガバナンスの概要		
<p>役員等との間で補償契約を締結した場合又は役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結した場合には、以下を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 締結した契約の内容の概要 ■ 当該契約によって職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にはその内容 ■ 補償契約を締結した場合には会社法施行規則121条3号の3（※1）及び3号の4に掲げる事項（※2） ■ 役員等賠償責任保険契約を締結した場合には填補の対象とされる保険事故の概要 ■ 被保険者によって実質的に保険料が負担されているときにおけるその負担割合 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（※1）補償契約に基づき、いわゆる防御費用を補償した場合において、当事業年度に当該役員等が職務の執行に関して法令に違反し又は責任を負うことを知ったときはその旨</p> <p>（※2）株式会社が役員に対して補償契約に基づき損害賠償金や和解金を補償した時はその旨及び補償金額</p> </div> <p>なお、従前の責任限定契約と同様、提出日時時点で締結されている契約を記載する（コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方No13）。</p>	<p>第二号様式 (54)a,b</p>	<p>①</p>

主要な追加・変更項目	記載上の注意	経過措置
第4 提出会社の状況（つづき）		
コーポレート・ガバナンスの状況等（つづき）		
役員の報酬等		
<p>取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する方針（会社法361条7項の方針又は同法409条1項の方針）を定めている場合には、以下を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 当該方針の決定の方法 ■ 当該方針の内容の概要 ■ 当該事業年度に係る取締役（※）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会）が判断した理由 <p>（※）監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあつては、執行役等</p>	第二号様式 (57)a	②
<ul style="list-style-type: none"> ■ 【指名委員会等設置会社以外】提出会社の役員の報酬等に関する株主総会の決議がないときの記載に、提出会社の役員の報酬等について定款に定めている事項の内容のほか、「当該事項を設けた日」を追加 	第二号様式 (57)a	②
<p>非金銭報酬等（※）について、以下を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 提出会社の役員区分ごとに総額及び対象となる役員の員数 ■ 役員の報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容 <p>（※）会社法施行規則98条の5第3号に規定する非金銭報酬等。すなわち、金銭でない報酬等で募集株式又は募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を取締役の報酬等とする場合における当該募集株式又は募集新株予約権を含む。</p>	第二号様式 (57)b	②
<p>【指名委員会等設置会社以外】最近事業年度の末日において取締役会設置会社ある場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が最近事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、以下の事項を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ その旨 ■ 委任を受けた者の氏名 ■ 当該内容を決定した日における当該株式会社における地位・担当 ■ 委任された権限の内容 ■ 委任の理由 ■ 当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合における当該措置の内容 	第二号様式 (57)c	②

①：施行日（2021年3月1日）以後に締結された契約に係る事項について、同日以後に終了する事業年度に係る有価証券届出書、有価証券報告書から適用される。

②：施行日（2021年3月1日）以後に終了する事業年度に係る有価証券届出書、有価証券報告書から適用される。

II. 施行期日及び経過措置

原則として、改正会社法の施行の日（2021年3月1日）から施行・適用されます。

ただし、以下の経過措置が設けられています。

- 上記「1.1. 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の改正」は、2021年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表及び連結財務諸表、同日以後終了する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表並びに同日以後終了する事業年度等に属する四半期累計期間及び四半期会計期間並びに四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間に係る四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表から適用される。
- 上記「2. 企業内容等の開示に関する内閣府令の主な改正」は【図表2】の経過措置の欄参照。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。